

英国著作権法における 創作性概念の成立と変遷

弁護士 坂田 均

1 はじめに

著作権法においては、小説や音楽のような思想・感情を表現した著作物が法的に保護されるためには、それが創作的に表現されたものでなければならないとされている。創作的表現の意味については、「思想・または感情の表現に創作性がなければならない。創作は独自の精神作業である。」¹とか、または、「著作物とは人による独自の精神的作業の成果であるため、そこには作者の何らかの個性が表れているはずであり、それこそが創作性の中心的要素であると考えられている。」²などと説明される。要するに、精神的作業の成果といえるような、人の個性が発揮されたものでなければならない。

欧州においても、創作性については、作者の知的資質 (intellectual qualities) が発揮されていること (exercised) と認識されている。それを英国では『労力、技術または努力 (labour, skill or effort)』の発揮と理解し、EU では『知的所産 (intellectual creation)』と理解している³。このように用語例や構成要件は違っても、著作物には作者の個性が発揮されていなければならないということが共通の認識になっている。

では、この著作物には創作性の要件が必要であるとの認識はいつ頃から形成されたものであろうか。実は、創作性概念の形成時期を正確に把握するのはとても難しいことなのである。

2 ベルヌ条約改正条約

ベルヌ条約 (文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約) 1886年法を見ると、「作者の権利 (the rights of authors)」(第1条) や「文学的および芸術的作品 (Literary and artistic works)」の具体例が列挙されている (第4条) もの、著作物の要件としての「創作性 (originality)」については条文上言及がない。

ところが、不法な複製 (illicit reproductions) に関連して、創作性の要件が登場している。

要約 (adaptation) や編曲 (musical arrangements) などの他人の著作物の利用に関して、「新しい創作的作品としての性格を提供しない場合 (to present the

character of a new original work)」には不法となると定められている (第10条)。この条項からは、他人の作品の利用であっても新たな創作性が付加されている場合には、不法とはならないという考え方が読み取れる。要約や編曲のような他人の著作物の利用行為の関係では、当時、創作性概念が形成していたことを示すものである。ただ、その要件は著作物を作成した側ではなく他人の著作物を利用する側の要件として機能していた。

後に見る英国の裁判例からも同様のことが窺える。3つの事案はいずれも既存の著作物の利用に関するものであるが、翻案行為の許容範囲を「新たな創作性を付加した利用」と「そうでない利用」によって判断していた。創作性はまさに許容される翻案行為の判断基準として登場したといえる。

その後、ベルヌ条約ベルリン改正条約 (1908年) において、「創作的作品 (original works)」という用語がはじめて登場し (第2条)、これによってようやく創作性が著作物の要件として明確に認識されるに至った。

3 英国著作権法典

英国著作権法で創作性が著作物の要件として明確に規定されたのは1911年法 (1&2Geo.5.) においてである。その前の1842年法 (5&6Vict. c.) では、保護される権利の客体としては、単に「書籍 (book)」と規定されていただけで、創作性の要件は規定されていなかった。世界最初の著作権法といわれている、いわゆる1710年のアン法 (The Statute of Anne, 8 Anne. c. 10) でも、権利の客体は「書籍」であり創作性への言及はなかった。

4 ジョン・ロックと著作者保護の思想

(1) 英国では、印刷出版に関しては、1710年著作権法 (アン法) が登場するまでは、いわゆる1662年印刷許可法 (The Licensing Act) の時代であった。

印刷業者、製本業者、及び書籍出版業者で構成されるギルド組織である印刷出版業組合 (The Stationers' Company) は、国王から得た特権により印刷・出版業を独占していた。この印刷許可法はあくまで印刷・出版等の業界を保護するためのものであり、国王からみると特権の付与が検閲の有効な手段として機能していた。本来の目的は著作者を保護するものではなかった。

しかし、印刷許可法は、名誉革命 (1688年) によって存続が難しくなり、1695年には失効するに至って

いる。

印刷出版を規制する法律がなくなったことによって巷には海賊版が横行し、特権による独占を失った印刷出版業組合や組合員らは経済的に大いに困窮したといわれている。同組合や組合員らにとっては、国王の特権に代わる新たな独占の方法を探ることが緊急の課題であった⁴。

ここに登場したのが著作権保護の思想であった。

印刷・出版業界は著作者の権利を保護することによって著作者の許諾のない印刷・出版を抑制し、その成果として、印刷・出版業界を安定させようと目論んだのである。

(2) 著作権保護の正当性を思想的に支えたのはジョン・ロックである。

ジョン・ロックは、エドワード・クラークに宛てた書簡の中で、「著作者の複製の権利を保護するためには、著作者による権限付与なしにはどのような書籍も印刷させてはならないとすべきである。」との見解を明らかにし、そのための政治運動にも加担していたといわれている⁵。国王の特権に依存せずに、著作者に書籍出版に関する権利を与えて保護するという全く新しい考え方を提案したのであった。

彼は、『統治二論』(1690年)で「労働価値論」を展開していたが、著作権に対しても関心を示している。

『統治二論』の中で、ジョン・ロックは、印刷許可法下での印刷・出版業界による印刷・出版等の独占は、「人々の学ぶ権利を奪うものである。」と批判し、書籍などの「労働の成果物は、元々その労働をした著作者本人に帰属させるべきである。」との考えを示した。この考え方は、「人は誰でも、自分自身の身体に対する固有権をもつ。彼の身体の労働と手の働きとは、彼に固有のものである。」という彼の所有権に関する思想に基礎をおくものである⁶。

このような思想や政治運動に支えられて、書籍・出版の規制の目的は、国王の検閲や印刷・出版業組合の利益を保護する印刷許可法から、書籍等の作品を作成した著作者を保護する1710年法(アン法)へと変遷していった。

1710年法(アン法)の序文には、「印刷業者や書籍出版業者などが最近頻繁に著作者や権利者の同意を得ずに印刷・出版等の自由を奪っているが、それは彼らにとって大いなる損害であり、彼らとその家族の生活を台無しにしてしまっている。」と記され、著作権保護の立法目的が明確に宣言されている。

このように、著作権保護はジョン・ロックの労働

価値論から導き出された思想である。創作性概念もこの思想の影響を受けて成立したものである。すなわち、書籍等が保護されるのは著作者の「精神の働き」によって作り上げられたものであり、その成果は知的所産の担い手である著作者に帰属すべきものであるということになるからである。

5 書籍の同一性もしくは類似性の判断

1842年法は、「書籍」を権利の客体として保護したが、「書籍」には、狭義の書籍のほか、パンフレット、楽譜、地図、海図などが含まれていた。先に述べたように創作性の要件は条文としては存在していない。

創作性が何を意味するかについては、上述のとおり、日本法においては、「個性の発揮」と説明されることが多い。英国法においては、「労働、技術、または努力」が発揮されたものをいい、EUでは、知的所産である⁷。

仮に、1842年法の頃に創作性が著作物の要件として明確に認識されていなかったとして、「書籍」の保護範囲は何によって決まっていたのであろうか。

例えば、書籍の内容の一部が改変されて利用された場合はどうか。別個の作品と評価され、原書籍の著作権の効力は及ばないのであろうか。書籍Aと書籍Bの同一性は何によって評価されたのであろうか。

結局、原書籍の利用が侵害となるための判断基準としては、精神的作業が侵害されたかどうか、言い換えれば同一の精神的作業の成果の無断利用かどうかによって決めざる得ないことになるはずである。

6 英国の裁判例にみられる変化

1710年法(アン法)で、著作者が保護の対象と認識され、1911年法に至ってようやく創作性の要件が条文に明記された。そこに至るまでには約200年の年月を要したのである。

英国の裁判例を見ると、既存の著作物をどの範囲で利用し得るのかという課題が長い年月争われてきた。著作物を創作した著作者の側と他人の著作物を利用した側の争いの歴史であった。概観すると、以下の3つの事件に代表されるように、時代とともに裁判所の考え方も変遷してきたといえる。

第1期の1700年代後半までは、既存の著作物に「何か新しいものを付け加えたか」という視点から、新しいものを付け加えていれば他人の著作物を利用したとしても侵害にはならないとされた。それが、第2期の1800年代の前半頃になると、端的に原著作者の知的所

産を保護しようとする認識が示されるようになった。そして、第3期の1800年代後半に至って、既存の著作物に新しいものを付加したとしても、著作権侵害となり得るという認識が確立するに至った。3つの事案を紹介しておくことにする。

(1) Sayre v. Moore事件(1785年)⁸(セイヤー事件)

この事件では、被告は、原告の作成した海洋図を複製したのであったが、さらに被告は、原告の海洋図に記載されていた海の深さ、緯度、経度等の誤りを指摘し、これらを正しく修正していたという事案である。マンスフィールド裁判官は、海洋図が「書籍」に該当することを認めた上で、侵害の有無の判断にあたっては、他人の作品の「何を利用したか」ではなく、他人の作品の誤りを訂正することで「何かしらの貢献をしたこと」を評価すべきであるとして侵害を否定した。「改良の機会を奪ったり、芸術の発展を遅延させたりしてはならない。」との思想が表明されている。

他人の知的所産である海洋図を無断で借用したにも関わらず、誤りを訂正することで社会に貢献したという観点から著作権を行使することに制限を加えた事案と評価できる。原告の海洋図の大半を借用したならば、他人の著作物の無断利用になるはずであるが、著作者の利益よりも改良の促進や芸術発展などによる社会の発展という社会的利益の方を優先したといえる。

(2) D'Almaine v. Boosey事件(1835年)⁹(ダルマン事件)

楽譜に関する事件である。1814年法では楽譜は書籍として保護されていた。被告が原告のオペラを舞踊曲やワルツ作品に編曲した事案である。裁判所は、「メロディやアリアは著作者の創意に基づくものであり保護される。」また、被告の作品が、「全体として創意の価値のある部分を取り込んでいるときは侵害になる。」と判断した。「創意の価値のある部分」を保護しようとしたもので、作品を「利用される側」の利益が考慮されている。作品を「利用する側」の利益に配慮したマンスフィールド裁判官と逆の思想が展開されており、現代の創作性概念に通じるものがある。

(3) Trade Co. v. Middles borough, &c., Association事件(1889年)¹⁰(トレード事件)

リンドレイ裁判官は、「著作権を付与するに値する作品とは、そこにいくばくかの頭脳作業が付与されていることを要し、単なる公表されたコピーの集

合であってはならない。」と述べ、また、そこには「要約や精神的作業、もしくは、一定量の労力が付加されていなければならない。」として、英国の創作性要件である「労力、技術または努力」が認識された。

- 1 齊藤博『著作権法』(第3版)有斐閣75頁。
- 2 中山信弘『著作権法』(第4版)有斐閣67頁。
- 3 Bently, Sherman, Gangjee, & Johnson, *Intellectual Property Law*, 5th (2018年) p93.
EUの「知的所産 (intellectual creation)」という用語は、例えばデータベース指令 (Directive 96/9EC, 11 March 1996) で使用されている用語例である。
- 4 T. E. Scrutton, *the Law of Copyright* 4th(1903年) p30.
- 5 ジャスティン・ヒューズ『ロックの1694年書簡』2006年。Lord Peter King, *The Life and Letter of John Locke* (1830年).
- 6 ジョン・ロック『統治二論』加藤節翻訳、岩波書店、326頁。
- 7 前掲注3。
- 8 1 East 361n, 102 Eng. Rep. 139n.,(K.B.1785,16-18).
- 9 40 Ch. D. at p. 435.
- 10 1Y.&C.Ex.288,160 Eng. Rep.117, 8, 20-21, 31.